

インターンシップの概要

- ◆ **インターンシップの期間**
約1～3週間をお願いします。
- ◆ **インターンシップの時間**
事業所と相談の上、決めさせていただきます。
- ◆ **インターンシップの報酬**
教育活動の一環ですから、報酬はいただきません。
- ◆ **インターンシップの経費**
交通費や昼食代等は、生徒の自己負担とします。
- ◆ **インターンシップの内容**
事業所と相談させていただきます。



- ◆ **災害補償**
インターンシップ中のけがや事故については、学校で加入している保険の適用を受けます。
- ◆ **巡回指導**
担当教員が定期的に巡回指導を行います。また、必要に応じて、生徒が慣れるまで担当教員が付き添い指導を行います。

インターンシップや雇用に関するお問い合わせ先

地域	障害種別	学校名	住所	電話番号
東青	視覚障害	青森県立盲学校	青森市矢田前字浅井24-2	017-726-2239
	聴覚障害	青森県立青森聾学校	青森市安田字稲森125-1	017-766-1834
	知的障害	青森県立青森第二養護学校	青森市戸山字宮崎56	017-743-4115
	肢体不自由 知的障害	青森県立青森第一高等養護学校	青森市西田沢字浜田368	017-788-0571
	知的障害	青森県立青森第二高等養護学校	青森市戸山字宮崎22-2	017-742-6624
	病弱	青森県立浪岡養護学校	青森市浪岡女鹿沢字平野215-6	0172-62-6000
西北	知的障害	青森県立森田養護学校	つがる市森田町床舞字鶴喰104-5	0173-26-2610
中南	知的障害	青森県立弘前第一養護学校	弘前市中別所字平山140	0172-96-2222
	肢体不自由	青森県立弘前第二養護学校	弘前市中別所字向野227	0172-97-2511
	知的障害	青森県立黒石養護学校	黒石市温湯字整堤沢5-3	0172-54-8260
上北	知的障害	青森県立七戸養護学校	七戸町蛇坂57-31	0176-62-2331
下北	知的障害	青森県立むつ養護学校	むつ市奥内字栖立場1-110	0175-26-2210
三八	肢体不自由	青森県立八戸第一養護学校	八戸市大久保字行人塚10-1	0178-31-5008
	知的障害	青森県立八戸第二養護学校	八戸市松館字水野平20-19	0178-96-1214

青文字で示した学校には、就職力アップ推進員が配置されています。

青森県教育庁県立学校課特別支援教育室

〒030-8540 青森市新町2丁目3番1号 Tel.017-734-9882 Fax.017-734-8270

このリーフレットの内容は、青森県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.aomori.lg.jp/education/siryou/index11.html>)で閲覧することができます。

このリーフレットは4,000部作成し、1部当たりの印刷経費は80.85円です。

特別支援学校就職力アップ推進事業

仕事へのチャレンジ めざす社会参加



事業主の皆様へ
インターンシップに
御協力ください。

青森県教育委員会

「インターンシップ」とは



特別支援学校等の生徒が事業所や福祉施設等において、学習内容や将来の進路等に関連した就業体験を行うことです。インターンシップは、生徒が将来必要な技能、態度、働く力を身につけ、進路決定をするために欠かすことができません。

生徒にとって

- 働くことの喜びや厳しさを学びます。
- 職場のルールや職場の方々との関わり方を学びます。
- 社会人としての心構えや働くことの意義を学びます。
- 働く習慣や将来の自立に必要な力を身につけます。
- 自己の適性や能力を理解し進路選択につなげます。



事業所にとって

- 福祉に貢献する事業所としての情報発信につながります。
- ユニバーサルデザインの理念に基づいて職場環境等を見直す機会となります。
- 障害のある人に対する従業員の理解が深まります。



生徒の声



介護老人保健施設で清掃、配膳、食事介助などの実習を行いました。仕事に対する責任の重さや仕事の厳しさを感じました。

また、今回のインターンシップは、自分の力を試す絶好の機会となりました。

いろいろな失敗がありましたが、それ以上に学ぶことが多くあって、すごく成長したと感じています。

これから、インターンシップで経験したことやみなさんから教えてもらったことを思い出しながら、進路を考えていきたいと思っています。

高等養護学校2年 Aさん



ホテルでの実習では、パソコンを使って書類の修正等を行う業務に携わりました。書類の量が多く、目や腕が疲れて大変でしたが、最後までやり通すことができました。

この実習で、①挨拶はきちんとする、②身だしなみには気をつける、③分からないときにはまわりの人に聞くなど、仕事を進める上で大切なことを学ぶことができました。

このことを次の実習に生かしていきたいと思っています。

養護学校高等部2年 Bさん

事業主の声



これまでインターンシップに協力しておりますが、年々従業員が生徒さんを褒める場面が多く見られるようになりました。

このことが生徒さん方へも好影響をもたらし、生徒さんが自分から分からないことを聞く様子も見られるようになりました。

このように、インターンシップは、当社のよりよい職場の環境づくりに結びついているように思います。

実習は、長時間の作業で相当忍耐の要する内容でしたが、生徒さんが根気よく、毎日仕事をこなしていることに感心しました。ぜひ、インターンシップで学んだことを生かして、社会へ羽ばたいてほしいと思います。

C社（食品製造業）



実習の受け入れに当たって事前に従業員研修を行ったことで、生徒さんへのかかわり方等について共通理解が図られ、円滑に実習ができました。

生徒さんは、作業の手順を習得するまでに時間がかかりましたが、作業手順が分かると着実に作業を進めることができ、実習を重ねることにより就労に結びついていくと感じています。

また、実習した生徒さんの挨拶や言葉遣いは、従業員も感心するほどしっかりしていて、私たちにとって大変勉強になりました。

今後とも、生徒さんのインターンシップに協力していきたいと思っています。

D社（小売業）

障害者雇用及びインターンシップに関する各種援助

1 障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置

障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置は、租税特別措置法、所得税法、法人税法、及び地方税法により講じられている。その概要は次のとおりである。

項目	要件	内容
機会等の割増償却措置 (税務署)	1 障害者を50%以上(短時間被保険者を除く重度障害者は1人を2人として計算する。以下「ダブルカウント」という。)又は障害者を25%以上かつ20人以上雇用。 2 その年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等。	普通償却限度額24%(建物32%)の割増償却が出来る。 取得の日から5年間
助成金の非課税措置等 (税務署)	次の助成金を受けて固定資産を取得 1 障害者作業施設設置等助成金 2 障害者福祉施設設置等助成金 3 重度障害者等通勤対策助成金 4 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 5 障害者能力開発助成金	固定資産の取得又は改良に充てられた助成金の額は総収入金額に不算入(所得税)又は損金算入(法人税)とする。
不動産取得税の軽減措置 (税務事務所)	1 障害者を20人以上雇用(ダブルカウント) 2 雇用割合が50%以上(ダブルカウント) 3 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して平成20年3月31日間の間に取得した事業用施設(作業の用に供するものに限る)	価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を税額から減額。
固定資産税の軽減措置 (市町村役場)	1 障害者を20人以上雇用(ダブルカウント) 2 雇用割合が50%以上(ダブルカウント) 3 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して平成20年3月31日間の間に取得した事業用家屋(作業の用に供するものに限る)	価格の1/6に相当する額に税率及び心身障害者雇用割合を乗じて得た額を税額から減額。 (取得後5年間)

2 障害者雇用に係る支援制度

「職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援」

概要 就職又は職場適応に課題のある障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、事業所に職場適応援助者(ジョブコーチ)を派遣し、障害者及び事業主に対して、専門的な支援を行う。

支援内容 青森障害者職業センターの**障害者職業カウンセラー**が、支援が必要な障害者、事業主との相談を通じて職場の状況などを十分把握し、**個々の状況に応じた支援計画を策定の上、当計画に基づいてジョブコーチを職場に派遣**する。
(平均派遣期間：1～3か月間)

支援機関 **独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 青森障害者職業センター**
〒030-0845 青森市緑二丁目17-2 TEL 017-774-7123

3 障害者雇用に係る助成金制度

(4)「職場適応訓練」

概要 障害者をはじめとした就職困難な求職者の就職を容易にするため、事業主に作業訓練を委託するもので、訓練を行った事業主には委託費が、訓練生には訓練手当が支給され、雇用保険受給資格者等訓練生は雇用保険の失業給付が受けられる。

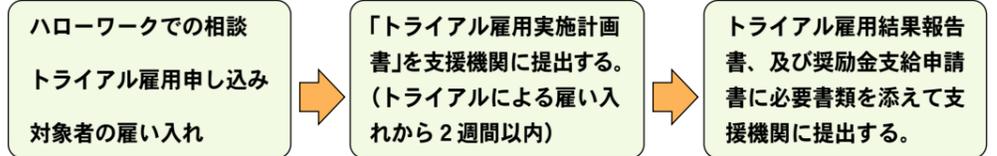
支給内容 ○事業主/職場適応訓練生 1人あたり月額 **24,000円**
(重度障害者は **25,000円**)
○職場適応訓練生/訓練手当、雇用保険受給資格者等訓練生は雇用保険の失業給付
○訓練期間/6か月(中小企業における訓練及び重度障害者に係る訓練は1年)以内

(4)「試行雇用奨励金」

概要 障害者や中高年齢者、若年者など職業経験や技能、知識等から就職が困難な特定の者で、公共職業安定所に求職申し込みをしている者を、公共職業安定所の紹介により試行雇用(トライアル雇用：原則3か月)として雇い入れた事業主に対して奨励金を支給する。(一定の要件あり)

支給内容 **対象者1人につき月額5万円**

申請の流れ



(4)「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」

概要 事業主や事業主の団体が**障害者を新たに雇い入れ**たり、**重度障害者の安定した雇用を維持**するために、**作業施設や設備の改善**をしたり、職場環境への適応や仕事の習熟のための**きめ細かい指導を行ったりする場合**に、障害者雇用納付金制度に基づく**助成金を支給**する。(一定の要件あり)

助成金の種類 障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金、**障害者能力開発助成金**、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、障害者雇用支援センター助成金

○「障害者能力開発助成金」(グループ就労訓練：職場実習型)

概要 事業主が、特別支援学校の生徒に対して、事業主の事業所において就労に関する実習を行い、事業主が雇用率の対象となる労働者として雇用した場合に助成金を支給する。

支給内容 1日 2,500円 (月5万円まで)

支援機関 **社団法人青森県障害者雇用促進協会**
〒030-0801 青森市新町二丁目2-4 青森新町二丁目ビル7階 TEL 017-777-5037

(4)「特定求職者雇用開発助成金」

概要 **障害者**や**高齢者**のように**就職が特に困難な者**を、**公共職業安定所**又は適正な運用を期することのできる**有料・無料職業紹介事業者の紹介**により雇い入れた**事業主**に対して**助成金を支給**する。(一定の要件あり)

支給内容 助成期間と助成率は雇い入れた労働者の区分により異なる。

支援機関 **県内の公共職業安定所**

青森公共職業安定所	〒030-0822 青森市中央二丁目10-10	TEL 017-776-1561
八戸公共職業安定所	〒031-0071 八戸市沼館四丁目7-120	TEL 0178-22-8609
弘前公共職業安定所	〒036-8502 弘前市南富田町5-1	TEL 0172-38-8609
むつ公共職業安定所	〒035-0063 むつ市若松町10-3	TEL 0175-22-1331
野辺地公共職業安定所	〒039-3128 野辺地町昼場12-1	TEL 0175-64-8609
五所川原公共職業安定所	〒037-0067 五所川原市敷島町37-6	TEL 0173-34-3171
〃 鱒ヶ沢出張所	〒038-2753 鱒ヶ沢町本町233-2	TEL 0173-72-3141
三沢公共職業安定所	〒033-0012 三沢市平畑一丁目1-28	TEL 0176-53-4178
〃 十和田出張所	〒034-0082 十和田市西二番町14-12	TEL 0176-23-5361
黒石公共職業安定所	〒036-0383 黒石市緑町1-123	TEL 0172-53-8609